

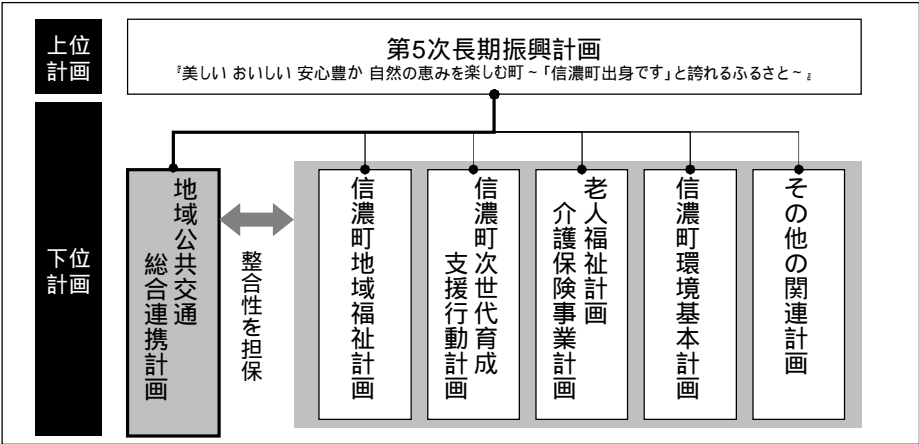
信濃町 地域公共交通総合連携計画基本方針等 検討用資料

1. 地域公共交通総合連携計画の前提

(1) 地域公共交通総合連携計画の位置づけ

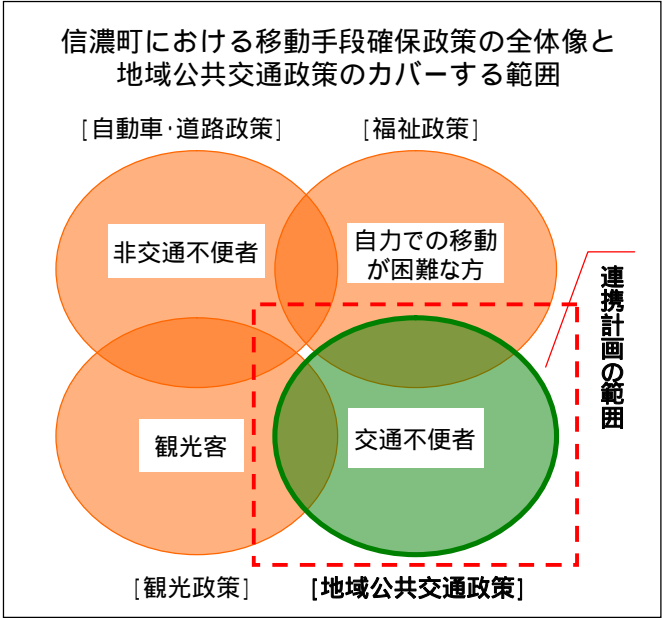
「信濃町地域公共交通総合連携計画（以下、「連携計画」と言う。）は、「信濃町第5次長期振興計画（以下、「振興計画」と言う。）」の下位計画である。

また、長期振興計画の下位計画として既に策定されている各種計画に地域公共交通関連の施策が示されているため、町全体の計画の実効性を高めるために、各種計画との整合性を図る必要がある。



(2) 地域公共交通総合連携計画が対象とする範囲

信濃町において、移動手段の確保を必要とする対象者を分類すると、自家用車で自由に移動ができる「非交通不便者」、自ら自由に使える自動車等の交通手段を持たない「交通不便者」、特殊な移動手段を用いないと自力での移動が困難な「自力での移動が困難な方」、町外から来訪する「観光客」の4つの層に分類ができる。それぞれに対応する政策として、「自動車・道路政策」「公共交通政策」「福祉政策」「観光政策」がある。



連携計画で具現化を図るのは、これら移動手段確保政策のうち、地域公共交通政策である。そのため、主要な対象者は、交通不便者となる。しかし、それぞれの対象者は明確に線引きできるものではないため、他の政策と重複する内容も一部含まれるものとする。

(3) 地域公共交通の定義

本計画における「地域公共交通」とは、鉄道、バス、タクシーを指すものとする。
なお、福祉交通である福祉有償運送は含まないものとする。

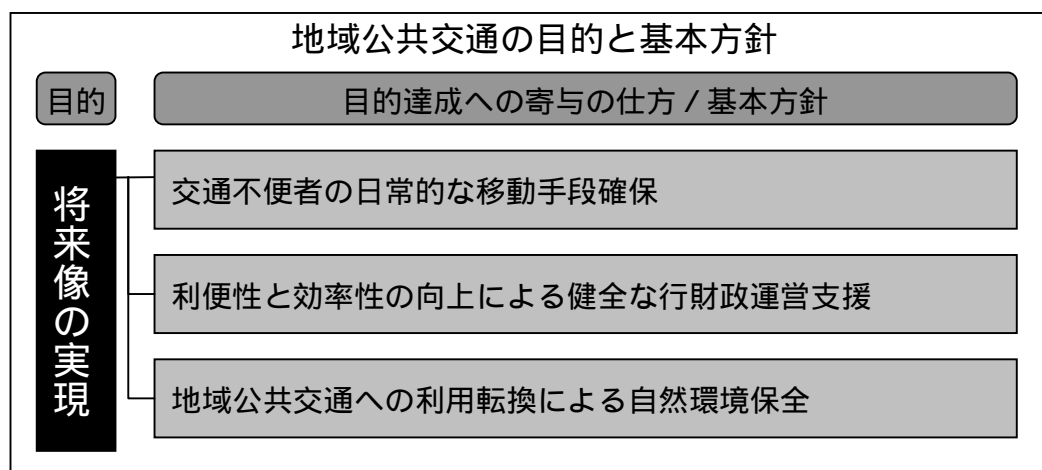
2. 連携計画の目的

1(1)に示したとおり、連携計画は、長期振興計画の下位計画にあたる。そのため、地域公共交通政策を具現化し、長期振興計画に示される将来像『美しい おいしい 安心豊か 自然の恵みを楽しむ町～「信濃町出身です」と誇れるふるさと～』の一翼を担うことが、連携計画の目的である。

3. 連携計画の基本方針

上記に示す目的の達成に、地域公共交通がどのように寄与をするか、その寄与の仕方を基本方針としてまとめる。なお、基本方針は、関連計画の整理の整理及び各種調査（地域現況調査、公共交通現況調査、住民の移動実態・利用意向等に関するアンケート調査等）の結果を踏まえ導き出した。

これらの基本方針に沿って、具体的な事業立案と実施を行う。



基本方針 交通不便者の日常的な移動手段を確保する

交通不便者等が地域で安心して暮らせるように、日常生活を営む上で必要な移動である「通院」「買物」「通学」「通勤」を町内全域で確保する地域公共交通を整備する。

なお整備の際は、バス車両等のユニバーサルデザイン化を検討するなど、地域公共交通の利用可能者を増加させる。

基本方針 利便性と効率性を向上し健全な行財政運営を支える

利便性を向上し、行政サービスの質を高める地域公共交通を整備する。

また、財政支出の抑制を図るために、無駄のない地域公共交通を整備するとともに、利用を促進することによって運賃収入を一定以上確保する。

基本方針 地域公共交通への利用転換により自然環境を保全する

自動車から大気中に排出される有害物質を抑え、美しい自然環境を将来に存続させるために、自家用車から地域公共交通への利用転換を促進できるよう、非不便者や観光客等も利用できる地域公共交通を可能な限り整備する。